

# たんぽぽ会規約

労働保険事務組合たんぽぽ会

版 数	第7版
施行日	2024年9月1日



# 目 次

第1章 総則.....	1
第1条 名称.....	1
第2条 所在地.....	1
第3条 会の目的.....	1
第4条 事業.....	1
第2章 会員.....	1
第5条 会員.....	1
第6条 入会.....	1
第7条 退会.....	1
第8条 除名.....	1
第3章 機関.....	2
第9条 総会.....	2
第10条 役員会.....	2
第11条 役員.....	3
第12条 役員の選任.....	3
第13条 役員の任期.....	3
第4章 会計.....	3
第14条 事業年度及び会計年度.....	3
第15条 経費の支弁.....	3
第16条 資産の管理.....	3
第17条 事業計画及び予算.....	3
第18条 事業報告及び決算.....	3
第19条 労働保険料特別会計.....	4
第20条 労働保険事務組合の事務処理.....	4
第21条 細則の制定等.....	4
附 則.....	4

# たんぽぽ会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「たんぽぽ会」と称する。

### (所在地)

第2条 本会の事務所は、広島市安佐南区東原三丁目25-18に置く。

### (会の目的)

第3条 本会は、会員企業の健全な発展並びに会員及び会員の事務所に使用される従業員の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 労災事故防止のための措置
- (2) 事業主が行う労働保険の事務処理に関する事務（個人番号関係事務を含む）
- (3) 労災保険加入の促進及び特別加入の促進及び普及
- (4) 人事・労務管理並びに経営管理についての講習会、研修会の開催に関する事務
- (5) 会員並びに従業員の福利厚生に関する事務
- (6) その他団体の目的を達成するために必要な事業を行うこと

2 前項の規定にかかわらず、前項の業務の一部を再委託することができる。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の会員は、本会の事業目的に賛同する当会に第4条第1項第2号の事務処理を委託している事業主並びにその他の事業主とする。

### (入会)

第6条 本会に入会しようとする事業主は、別に定める入会届を提出し、理事長の承認を受けるものとし、その承認を受けたときから会員となる。

2 入会の承認を受けた者はただちに入会金を支払うものとする。

3 入会金、年会費の額は総会で決定する。

### (退会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、その旨を記載した退会届を提出し、理事長の承認を受けるものとし、その承認を受けたときに本会を退会する。

2 入会金は退会しても払い戻さない。

### (除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事長は役員会の議を経てこれを退会させることができる。

(1) 本会の会員として、ふさわしくない行為をしたとき

(2) 年会費等の納入がないとき

### 第3章 機関

#### (総会)

第9条 本会に最高意思決定機関として総会を置く。

##### (1) 総会の種類

総会は、通常総会と臨時総会とする

##### (2) 総会の開催

① 通常総会は会計年度終了後、年1回開催するものとし、総会の招集は理事長がおこなう。

② 臨時総会は、会員の3分の1以上の要求があったとき、又は役員会が必要と認めたときは臨時総会を開催する。

##### (3) 総会の議決権

① 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

② 総会は、会員の2分の1以上の出席により開催する。決議は参加人数の2分の1以上をもって決議し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

③ あらかじめ議決事項一切について書面によって委任し、又は総会議案について書面により表決することができる。この場合、当該書面での賛否の表明の無い者は、賛成したものとみなす。

④ 前号の書面は、本会へ提出することによりその効力を発する。

⑤ 第3号の規定により委任した者又は書面により表決した者は総会に出席したものとみなす。

⑥ ただし、前各号にかかわらず、第4項第6号に掲げる事項については、会員総数の3分の2以上の議決によらなければならない。

##### (4) 総会の議事及び承認事項

総会は次の事項を審議決定する。

① 事業報告及び事業計画に関する事項

② 予算及び決算に関する事項

③ 会則の変更に関する事項

④ 理事及び監事の選任及び解任に関する事項

⑤ 重要な財産の取得及び処分に関する事項

⑥ 解散に関する事項

⑦ 前各号に掲げるもののほか、役員会において総会に付議する必要があると認めた事項

#### (役員会)

第10条 本会の重要事項を執行するための役員会を置く。

##### (1) 役員会の招集等

① 役員会は、理事長が招集する。

② 役員会の議長は、理事長がこれに当たる。

③ 役員会の議長は、理事の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

④ 役員会の議事は、出席者の2分の1以上によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

⑤ 前各号にかかわらず、理事長は緊急を要する場合、書面により賛否を求めることができる。

(2) 役員会の議決事項

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会において議決した事項の執行に関すること
- ③ 会則の施行に必要な細則の制定改廃に関すること
- ④ その他総会の議決を要しないもののうち、重要な会務の執行に関すること

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 理事長 1名
- 副理事長 1名
- 理事 5名以内（理事長・副理事長・監事を含む）
- 監事 1名

2 役員の職務

- (1) 理事長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故、欠員のあるときは、理事長に代わり本会を代表する
- (3) 理事は、理事長を補佐し、会務を分掌、執行する
- (4) 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、会議に出席してその職務に関し意見を述べることができる

(役員の選任)

第12条 理事及び監事は、本会の総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選により選任する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、就任後2回目の本会通常総会終了時までとする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠及び増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

## 第4章 会計

(事業年度及び会計年度)

第14条 本会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の支弁)

第15条 本会の経費は、入会金、年会費及びその他の事業運営から生ずる収入をもって支弁する。

(資産の管理)

第16条 本会の資産は、これを理事長が管理し、その方法は役員会の議決による。

(事業計画及び予算)

第17条 理事長は、毎年事業計画及び予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 理事長は、毎年事業年度終了後、事業報告書並びに収支計算書、貸借対照表を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

(労働保険料特別会計)

第19条 労働保険料は労働保険特別会計を設けて経理しなければならない。

(労働保険事務組合の事務処理)

第20条 第4条第1項第2号掲げる事務処理については、別に労働保険事務組合事務処理規約を定め、厚生労働大臣の許可を受けて行うものとする。

(細則の制定等)

第21条 本会は、この会則に基づき必要な措置を行うため細則を定めることができる。

2 この細則の制定及び改廃は、役員会の議を経て理事長が定める。

附 則

1. この会則は昭和53年4月1日設立時より施行する
2. 第4条第1項第2号に掲げる事務処理については、厚生労働大臣の認可を受けた昭和53年4月1日から施行する。

平成2年7月10日改正

平成20年1月1日改正

平成28年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和6年4月1日改正

令和6年9月1日改定